

○社会福祉法人北但社会福祉事業会 役員 等報酬規程

（平成29年6月20日）
規 程 第 2 号

改正 令和 3 年 3 月 3 日規程第 6 号 令和 6 年 6 月 20 日規程第 1 号
令和 7 年 5 月 19 日規程第 1 号

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人北但社会福祉事業会（以下「法人」という。）
理事、監事及、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬等につい
て、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表中エ）により報酬を支払うことがで
きる。

ただし、理事が理事長以外で法人就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第
1号及び第2号に該当する職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができ
る。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあって、第4条の報酬は
支払わないものとする。

2 役員及び評議員が評議員会に出席したときは、別表中ク）により報酬を支払う
ことができる。ただし、理事理事長以外で法人就業規則第3条第1号及び第2
号に該当する職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。なお、同
日にあわせて法人の業務を行った場合にあって、第4条の報酬は支払わないも
のとする。

3 役員及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したと
きは、別表中オ）により報酬を支払うことができる。ただし、理事が理事
長以外で就業規則第3条第1号及び第2号に該当する職員と兼務がない
場合においてのみ支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務
を行った場合にあって、第4条の報酬は支払わないものとする。

4 交通費の支給等については、社会福祉法人北但社会福祉事業会職員旅費規程
（昭和59年事業会規程第2号。以下「旅費規程」という。）に定めるところによる。

5 前各項の規程について、県及び市町等から選出された役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは報酬を支払わないものとする。

（役員、評議員及び第三者委員の業務報酬等）

第4条 理事長の報酬は別表中ア)またはイ)に則って対応するものとする。

2 理事長を除く理事が、理事会以外の日において法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は別表中ウ)により、または評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表中キ)により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設等の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

4 第三者委員が法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

5 交通費の支給等については、旅費規程に定めるところによる。

6 前各項の規程について、県及び市町等から選出された役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が業務にあたった場合は報酬を支払わないものとする。

（役員、評議員及び第三者委員の報酬等の上限）

第5条 理事長を除く役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員1人あたりの報酬等の合計金額は、100,000円を超えないものとする。

（役員等報酬の支払い方法）

第6条 報酬は、別表イ)を除く者は現金支給とし、業務等を行った当日に支払うものとする。別表中イ)については、職員給与支給日に口座振替にて支給するものとする。

附 則（平成29年6月20日規程第2号）

この規程は、平成29年度定時評議員会終結時から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月3日規程第6号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月20日規程第1号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年5月19日規程第1号）

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表

名 称	報 酬	備 考
ア) 理事長報酬	なし	就業規則第3条第1号並びに第2号に該当する職員との兼務がある場合
イ) 理事長報酬	月額 200,000 円	就業規則第3条第1号並びに第2号に該当する職員との兼務がない場合
ウ) 理事業務報酬	日額 10,000 円	理事長及び就業規則第3条第1号並びに第2号に該当する職員との兼務がない場合
エ) 理事会出席報酬	日額 10,000 円	
オ) 評議員選任解任委員会出席報酬	日額 5,000 円	
カ) 監事業務報酬	日額 10,000 円	
キ) 評議員業務報酬	日額 10,000 円	
ク) 評議員会出席報酬	日額 10,000 円	
ケ) 第三者委員業務報酬	日額 10,000 円	